

令和 5 年度第 2 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 2 月 6 日

担当部・課：復興企画部 SDG s 移住推進課〔内線 4 2 2 3〕

① 件 名	
石巻市定住促進奨学金返還支援事業の実施について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>本市では、これまで移住相談窓口の設置やお試し移住体験事業のほか、移住支援事業や住宅の取得等に伴う支援などを実施し、移住の促進に努めてきた。</p> <p>今後は、移住促進策に加え、本市に住んでいる方で、特に若い世代の方に住み続けたいと思ってもらえる定住施策が必要となっている。</p> <p>【目的】</p> <p>若い世代においては、奨学金返還の経済的負担が大きいことから、奨学金を返還しながら働く市内居住の方に対し、返還額の一部を助成することで定住を促進させるもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち</p> <p>第 2 節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進</p> <p>1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和 5 年 1 0 月	総合計画実施計画裁定（令和 6 年度～令和 8 年度）
令和 6 年 1 月	令和 6 年度当初予算裁定
⑤ 主な内容	
助成対象者 ※いずれも満たすこと	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年の 1 月 1 日に石巻市に住所を有し、申請する前年度の末日まで継続して居住した者 ・次のいずれかに該当する者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和 5 年 4 月 1 日以降に事業主に正規雇用され、助成金の交付を申請する前年度の末日まで継続して在職した者 (2) 令和 5 年 4 月 1 日以降に起業した個人事業主（農林漁業を含む。）又は個人事業主とともにその事業に専ら従事し、助成金の交付を申請する前年度の末日まで継続して従事した者
対象となる奨学金	助成金の交付を申請する前年度の返還金
助成金の額	1 年度につき返還額の 2 分の 1 以内、限度額 8 万円
助成対象期間	助成金の交付の対象となった最初の月から起算して 6 年
提出書類及び申請期間	交付申請書兼実績報告書：5 月から 9 月まで（予定）
申請方法	原則オンライン申請 ※紙申請での受付も可
※保健福祉部が実施している「石巻市奨学金返還支援事業」並びに本事業の助成金の交付を受ける場合は、通算して 6 年を限度とする。また、併用する事はできない。	

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）			
【影響・効果】 若い世代の経済的負担の軽減が図られ、定住が促進される。			
【市財政への負担】（令和6年度当初予算額） 8,000千円（100名分） （財源）一般財源（特別交付税措置 措置率1/2）			
⑦ 他の自治体の政策との比較検討			
県内自治体における奨学金返還支援			
市町村名	目的		助成額等
	定住促進	人材確保	
仙台市	○		年額18万円上限、最長3年間
気仙沼市		○	年額10万円上限（返還額の1/2補助）、最長3年間
東松島市	○	○	年額20万円上限、最長5年度（1人当たり60万円上限） 定住加算金（初年度のみ）40万円（5年間の定住が条件）
加美町	○		年額20万円上限（返還額の2/3補助）、最長5年度
石巻市	○	○	年額10万円上限（返還額の1/2補助）、最長6年間 ※一部経過措置あり
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日			
令和6年2月	市議会第1回定例会に関係予算案について提案		
3月	石巻市定住促進奨学金返還支援事業助成金交付要綱の制定 （施行予定年月日：令和6年4月1日）		
4月	市報、市ホームページ等による周知		
⑨ その他			